平成２５年（フ）第１２８号
宮崎県日向市不動寺16番地　ＳＡハウスＮｏ３
債務者　興梠　幸義
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８７号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘４丁目19番地野杉方、従前の住所石川県加賀市山代温泉南町27番地22
債務者　坪倉　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９０号
石川県能美市東任田町イ50番地　市営緑町住宅６－１号、従前の住所石川県能美市大長野町ハ50番地
債務者　小池　昌枝
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第６１号
長野県駒ケ根市赤穂10480番地20
債務者　竹村貴代子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第６２号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽664番地55
債務者　馬場　雅彦
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３２１１号
大阪市北区西天満４丁目11番８号武智マンション老松町408号室、前住所大阪市北区黒崎町６番８―208号
債務者　繁畑　葉月
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２１号
大阪府高槻市深沢町２丁目３番６―106号
債務者　林　久仁夫
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１４号
大阪市淀川区十三本町１丁目21番15号　パールハイツ本町403号
債務者　家田　真理（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４０号
大阪市城東区諏訪２丁目５番７―601号
債務者　黒田　光春
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８０号
大阪市港区三先１丁目８番10号宮本マンション602号
債務者　豊田　光二
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９１号
大阪市住吉区山之内３丁目10番13号　コタニハイツ１－Ｂ号
債務者　岩本建具こと　岩本　正治
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０８号
大阪市住之江区御崎６－５―23、住民票上の住所大阪市住之江区御崎４丁目７番13―1004号
債務者　野村　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５５号
大阪市港区市岡２－５―25―201、住民票上の住所大阪市港区市岡２丁目11番８号
債務者　松岡　浩司
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６３号
大阪市此花区高見１丁目４番57―201号
債務者　苅和　美代
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５５号
大阪府枚方市牧野北町８番１―407号
債務者　豊岡　眞弓
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県南あわじ市福良甲512番地215　河野マンション302号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
佐賀県唐津市神田2064番地５　サンヴェール神田233号室
債務者　宮崎　真一
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部